

観光地のスマート化に関する研究会 規約

2020年6月2日

(名称)

第1条 本研究会は「観光地のスマート化に関する研究会」(以下、本研究会)と称する。

(目的)

第2条 本研究会は、観光地のスマート化に資する調査研究及び具体的施策の検討を行うことを目的とする。

(事業)

第3条 本研究会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) スマート化の具現化に向けた調査研究
- (2) マーケット調査
- (3) 定例研究会の開催
- (4) その他、本研究会の目的を達成するために必要な事業

(構成)

第4条 本研究会は、公益財団法人日本交通公社(以下、JTBF)が主催する。

2 本研究会では会員制度を設ける。対象とする会員は、本研究会の主旨に賛同する、地方自治体やDMO・観光関係組織、観光関連事業者、スマート技術に関する企業、及びJTBFが適当と考える個人や法人とする。

3 会員の他、定例研究会ではゲストや講師等を招聘する場合がある。

4 会員は本研究会を自社事業の営業活動の場として用いてはならない。

(入会)

第5条 会員になろうとする者はJTBFが定める方法に基づき、申し込むものとする。

(退会)

第6条 退会しようとする者は任意に退会できるが、その旨をJTBFに申し出るものとし、第8条に記載の守秘義務は退会後にも継続するものとする。

(便宜)

第7条 本研究会の会員は次の便宜を受けることができる。

- (1) 定例研究会への参加
- (2) 本研究会の情報共有メーリングリストへの参加
- (3) その他、本研究会が定めるところによるもの

(守秘義務)

第8条 会員及びゲスト・講師等、本研究会に参加する全ての者は、本研究会の活動上知り得た情報を、事務局の事前の書面による承諾なくして、第三者に開示または漏洩してはならない。ただし、研究会内及び会員団体内のみで利用する場合はその限りではない。

2 次の各号の何れかに該当する情報に関しては、会員及びオブザーバーは守秘義務を負わない。

- (1)開示時点ですでに公知であった情報
- (2)開示後、自己の責によらないで公知となった情報
- (3)開示時点で、すでに自己が保有していたことを証明できる情報
- (4)正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負わずに入手した情報
- (5)独自に調査したことを証明できる情報
- (6)法令または裁判所の命令により、開示を強制されたもの

(事務局)

第9条 本研究会の事務局は JTBF に置く。

2 事務局は本研究会の事務を執行し、財産を管理する。

(会計)

第10条 本研究会の経費は JTBF の観光文化振興基金を充当する。

2 会計年度は 4 月 1 日より翌年 3 月 31 日までとする。

(会議)

第11条 本研究会の会議は事務局が招集する。

2 本研究会は必要があるときには、会員以外の有識者の出席を求めて意見を聞くことができる。

(顧問)

第12条 本研究会は必要に応じて顧問を置くことができる。

(期間)

第13条 本研究会の活動期間は 2020 年 6 月 2 日から 2021 年 3 月 31 日とし、継続を妨げない。

(雑則)

第14条 この要項に定めるもののほか、本研究会の運営等に関して必要な事項は、企画委員からの助言を参考に、事務局が定める。

(附則)

この規約は 2020 年 6 月 2 日から施行する。

以上